

発表日 令和5年3月15日

担当課：農林水産部畜産課

直通電話：092-643-3498

内線電話：3983

担当者：清水、永野

高病原性鳥インフルエンザ発生農場（4例目）での 初動防疫措置の完了について

福岡市の家きん飼養農場において、令和5年3月2日(木)に確認された高病原性鳥インフルエンザに係る農場の初動防疫措置が、14日(火)20時に完了しましたので、お知らせします。

なお、消毒ポイントでの車両消毒は、移動制限区域^{※1}解除まで継続します。

※1：移動制限区域 発生農場から3km圏内

1 初動防疫措置の概要

(1) 殺処分完了

3月7日(火)6時00分(処分羽数 242,850羽)

(2) 家きんや餌などの処理完了

3月14日(火)20時00分(農場の敷地内に埋却処理)

(3) 発生農場の消毒完了

3月14日(火)20時00分

2 今後のスケジュール

3月14日(火) 初動防疫措置完了

3月25日(土) 搬出制限区域^{※2}解除予定

4月5日(水) 移動制限区域解除、すべての消毒ポイント廃止予定

※2：発生農場から3～10km圏内

(国の特定家畜伝染病防疫指針に基づき、初動防疫措置完了から10日経過後に移動制限区域内の農場を対象に実施する清浄性確認検査は、対象農場がないため実施不要。)

3 その他

- (1) 国内ではこれまで家きん肉及び卵を食べることにより、人が鳥インフルエンザウイルスに感染した事例はありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようご協力をお願いします。
- (3) 今後とも、本件に関する情報提供に努めてまいりますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、ご協力をお願いします。